

世界人権宣言 第 27 条：文化・芸術・科学に関する権利

2018/12/06

国連人権高等弁務官事務所

第 27 条は、すべての人は社会の文化的生活に自由に参加し、科学の進歩とその恩恵にあずかり、自身の作品から生じる利益を保護される権利があると規定している。国際刑事裁判所は 2016 年に歴史的・宗教的建造物に対する攻撃を戦争犯罪とする画期的判決を行った。ユネスコ事務局長は、こうした戦略は“文化浄化”だと述べている。文化的権利に関する特別報告者は、差別的意図による文化財の破壊は人道に対する罪となり、文化的・宗教的財産・シンボルの意図的な破壊は集団を破壊する意図の証拠になりうると述べている。近年、気候変動や災害に関する議論で、“科学の進歩とその恩恵にあずかる”権利が脅かされていることが懸念されている。また、科学に対する懐疑的な見方や疑似科学のために生命が失われる可能性がある。2016 年～17 年にはしか患者は 30%上昇したが、その一因に、ワクチンは危険だとする親が子どもへのワクチン接種を拒否したことが挙げられている。